

承認第 2 号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和 8 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）固定資産税

① バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長

【付則第 10 条の 2、第 10 条の 3 の改正規定】

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の減額措置について、特別特定建築物全般（既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの）を対象とするなど幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行った上、3 年間の延長を行います。

② 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長

【付則第 10 条の 2 の改正規定】

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、3 年間の延長を行います。

（2）軽自動車税

① 環境性能割の廃止に伴う所要の改正

【第 8 条、第 10 条、第 86 条から第 87 条、第 87 条の 3 から第 89 条、

第 91 条から第 96 条、付則第 15 条の 2 から第 16 条の 2 の改正規定】

環境性能割を廃止するとともに、「軽自動車税 種別割」を「軽自動車税」とするなど所要の改正を行います。

（3）その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

- ① 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の斑鳩町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。
- ② 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によります。
- ③ 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によります。
- ④ 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用します。
- ⑤ この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によります。
- ⑥ 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によります。